

「こうふう苑短期入所施設」

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(三重県指定 第2471201315号)

当施設はご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 福寿会
法人所在地	三重県伊賀市西山字治田東1650番地
代表者氏名	理事長 山下 雅一
電話番号	0595-24-3636
設立年月	昭和56年9月

2. ご利用施設

施設の種類	短期入所生活介護
施設の名称	こうふう苑短期入所施設
施設の所在地	三重県伊賀市四十九町1870番地の8
施設長（管理者）氏名	管理者 服部 哲也
電話番号	0595-26-1900
FAX番号	0595-26-1901
開設年月日	平成27年4月1日
入所定員	24人
サービス提供地域	通常は伊賀市内（その他の地域に関しては応相談）

3. 居室の概要

（1）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。ご利用される居室は、全室個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	24室	全室エアコン・洗面台等完備
食堂	1室	ご利用者全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、テーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えます。
浴室	1室	一般浴・機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	診察室・静養室を併設します
機能訓練室	1室	ご利用者が使用できる十分な広さをもつ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます
トイレ	4か所	洋式・身障者用・手すり等設置
その他		設備としてその他に、洗濯室・汚物処理室・調理室・相談室・介護材料室・介護職員室等を設けます

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	指定基準	職員配置	備 考
1. 管理者（施設長）	1名	1名	*
2. 医師	1名	1名	嘱託医
3. 生活相談員		1名	*
4. 看護職員	1名	3名	
5. 介護職員	7名	8名	
6. 機能訓練指導員	1名	1名	看護師が兼務
7. 栄養士	1名	1名	*管理栄養士1名
8. 調理員その他の従業員		6名	*

*併設養護老人ホームと兼務

◎職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週水曜日 13:00～14:45
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤早出: 7:30～16:30 1名 日勤通常: 8:30～17:30 2名 日勤遅出: 9:30～18:30 1名 夜勤: 17:00～翌9:00 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤通常: 8:30～17:30 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈施設サービスの概要〉

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。 ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 11:45～ 夕食 17:20～
入 浴	・週に2回入浴していただけます。但し、ご利用者の体調等により回数減又は清拭となる場合があります。 ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

介 護	・更衣、排泄、食事、入浴等の介助を行います。 ・体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等を行います。
機能訓練	・日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。
生活相談	・生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。
健康管理	・利用中の医療機関受診は、基本的にご家族に対応いただきます。 ・嘱託医および看護職員により健康の管理を行います。 嘱託医 アクアクリニック伊賀 藤森 聡 診療日 毎週水曜日 (緊急等必要な場合はこれに限りません)
その他自立への支援	・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。 ・必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・各種サークル活動を準備し、季節に沿った、またご利用者の要望に応じられるように提供します。

(2) 介護保険給付以外サービス

サービスの種類	内 容	利 用 料
理容・美容	・利用期間中に行われる場合で、理容・美容サービスをご利用いただけます。	実 費
居室テレビ使用料	・居室のテレビを使用される場合は日額でいただきます。	100 円／日
日常生活品の購入代行	・ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、事前にお申し込み下さい。	購入代金の実費

〈サービス利用料金〉

1 単位＝10.17 円

(概算日額)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
*利用者の要介護度別 1 日の利用料金	7,169 円	7,942 円	8,776 円	9,559 円	10,342 円
① 1 割自己負担分	717 円	795 円	878 円	956 円	1,035 円
② 送迎費用	片道 184 単位 (往復 184 単位×2 回＝368 単位)				418 円
③ 居室に係る自己負担額	1 日 1,350 円				
④ 食事に係る自己負担額	1 日 1,650 円				
自己負担額合計 (①+③+④)	3,717 円	3,795 円	3,878 円	3,956 円	4,035 円

上記表中、ご利用者の要介護度別 1 日の利用料金には、看護体制加算Ⅰ (4 単位/日)、看護体制加算Ⅱ (8 単位/日)、サービス提供体制加算Ⅱ (18 単位/日)、介護職員等処遇改善加算Ⅲ (1000 分の 113 に相当する単位数)、を含みます。また、当方にて送迎を実施した場合、上記②の送迎費用が加算されます。

その他、介護報酬上の各種加算に関し該当項目となった際、追加算定となりお支払額が増額となる場合があります。

介護給付費に変更があった場合、変更額に合わせてご利用者の負担額が変更となります。

〈営業日及びご利用の予約〉

営 業 日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は希望される期間の初日の1か月前から受付
ご利用の中止・変更・追加	ご利用を中止・変更・追加される場合、サービス開始日の前日までに事業者へ申し出てください。 尚、利用開始日に利用の中止を申し出た場合、ご利用者の要介護度等に応じた利用料金をいただく場合がございます。

〈当施設の居住費・食費の負担額〉

[単位：円]（日額）

対 象 者		区 分	居住費（従来型個室）	食 費
生活保護受給者		利用者負担 段階 1	380	300
世帯全員 が市町村 民税非課 税	老齢福祉年金受給者	利用者負担 段階 2	480	600
	合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間 80 万以下の方	利用者負担 段階 3 ①	880	1000
	合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間 80 万超 120 万以下の方	利用者負担 段階 3 ②	880	1300
	合計所得金額と課税年金収入額と、非課税年金収入額の合計が年間 120 万超の方	利用者負担 段階 4	1,350	1,650
上記以外の方				

[単位：円]

	朝食	昼食	夕食	合計
1 日の食費	300	750	600	1,650

〈利用料金のお支払方法〉

利用料金は、当該月の利用者負担金の請求に明細を付して翌月末までにご請求いたしますので、当事業所指定の金融機関への口座振替による自動引落としとさせていただきます。自動引落が無理な場合は、ご相談させていただきます。

〈通常の送迎の実施地域〉

サービス利用に係る送迎エリアは、原則として伊賀市内とします。但し何らかの理由で伊賀市外へ送迎した場合、1km毎に30円を実費徴収します。

6. 事故発生時の対応

事故発生予防と対策	日頃より事故発生の未然防止の観点から、各職員への安心かつ安全性を備えたサービス提供がなされるよう周知徹底し、各種設備並びに機器の点検に努めています。
-----------	--

事故発生時の対応	ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した際、ご利用者のご家族等に連絡し、通院援助や市町村等関係機関への連絡その他必要な措置を行います。
損害賠償	ご利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した際、速やかに損害賠償を履行します。

7. 苦情申立先

当施設 ご利用相談室	ご利用時間：月～金曜日 午前8：30～午後5：30 ご利用方法：電話 （0595-26-1900） FAX （0595-26-1901） 面接 事前に連絡のこと（苦情箱は玄関に設置） 窓口責任者：管理者 服部 哲也 窓口担当者：主任生活相談員 中林 裕一 窓口受付者：生活相談員 田邊 喜貴
---------------	---

※また当方以外に下記の相談窓口にご相談していただくことも可能です。

ご相談機関	電 話	FAX
三重県福祉サービス運営適正化委員会	059-224-8111	059-213-1222
三重県国保連合会	059-228-9151	059-228-5319
伊賀市役所介護高齢福祉課	0595-22-9634	0595-26-3956

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「施設の消防防災計画」に基づき対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣消防団と協力し近隣防災緊急連絡網を作成し、非常時の相互の応援連絡を密にしています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「施設の消防防災計画」に基づき年間4回昼間及び夜間を想定した避難訓練等をご利用者の方も参加して実施します。			
養護老人ホームと併 設の為同様記載とし ます	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器	4ヶ所	自家発電	有り
	誘導灯	18ヶ所	スプリンクラー	有り
	消火器	12ヶ所	非常通報装置	有り
	補助散水栓	6ヶ所	漏電火災報知器	有り
カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。				
消防計画書等	消防計画書届出日：平成27年2月26日 防火管理者：服部 哲也			

9. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	ご来訪の際は、受付にて面会簿に必ず記載してください。また、面会時間（8：30～17：30）を遵守し、時間延長の場合は職員に届け出てください。
外出	外出の際には必ず外出泊届出書に記載の上（行き先と帰宅時間を）申し出てください。
嘱託医師以外の受診	嘱託医師の指示等により必要な医療機関への受診ができるように配慮します。受診時にご家族で対応していただきます。

居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。 飲酒については希望された方のみとしますが、酒代等については実費をご負担いただきます。また、食堂等、決められた場所以外での飲酒はお断りいたします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教・政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
電気器具の 持ち込み	電気毛布等 特別な場合を除きお断りします。 (ラジオ・電気カミソリ・カセット等は可能)
所持金の管理	施設として原則管理いたしません。
その他	従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。 また事業所内での金銭及び食べ物等のやりとりは、ご遠慮ください。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、契約書及び本書面にに基づき重要事項の説明を行い
交付しました。

<事業者>

所在地 三重県伊賀市四十九町1870番地の8
事業所名 こうふう苑短期入所施設
管理者名 服 部 哲 也 印

説明者

職 名

氏 名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項説明を
受け同意しました。

<ご利用者>

住 所

氏 名

印

<ご家族>

住 所

氏 名

印 (続柄)